

## 河合町告示第 12 号

河合町立小・中学校空調機設置工事について

河合町立小・中学校空調機設置工事について、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 5 第 2 項及び第 167 条の 6 の規定に基づき公告する。

令和元年 5 月 20 日

河合町長 清原 和人

### 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 第 2 号
- (2) 工事名 河合町立小・中学校空調機設置工事
- (3) 工事場所 河合町池部・星和台地内
- (4) 予定価格 金 268,008,400 円  
(消費税及び地方消費税（計 10%）を含む。)
- (5) 最低制限価格 金 246,567,728 円  
(消費税及び地方消費税（計 10%）を含む。)
- (6) 工事の概要 河合町立河合第一小学校  
建築工事 一式  
電気設備工事 一式  
機械設備工事 一式  
河合町立河合第一中学校  
建築工事 一式  
電気設備工事 一式  
機械設備工事 一式

河合町立河合第二中学校

建築工事 一式

電気設備工事 一式

機械設備工事 一式

- (7) 工期 本契約締結日から令和元年10月31日
- (8) 入札保証金 河合町契約規則（昭和58年4月河合町規則第7号。以下「契約規則」という。）による
- (9) 契約保証金 契約規則による
- (10) 入札回数 河合町入札執行要領により1回
- (11) 落札者の決定方法 最低制限価格制度を適用した郵送による一般競争入札
- (12) 前払金及び中間前払金 請求可
- (13) 議会の議決 要

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

河合町建設工事入札参加資格を有する建設業者であって、次に掲げる条件をすべて満たし、内容が適正であることの確認を受けた者のみがこの工事の入札に参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 河合町建設工事入札参加資格の中で建築一式工事に登録を行っていること。
- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第15条の規定による区分において建築一式工事の特定建設業の許可を受けていること。
- (4) 奈良県内に法第3条第1項に規定する営業所（本店又は支店若しくは政令で定めるこれに準ずるものをいう。）を有すること。
- (5) 法に規定する経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書における総合評定値（P）が建築一式工事800点以上であること（ただし、経営審査事項の審査基準日が3の（2）における競争入札参加資格確認申請書（以下、「申請書」という。）の受付日前の1年7月以内のものうち、直近のもの。）。
- (6) 過去10年間（平成21年4月1日から本工事の公告日まで）国、地方公共団体、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条及び同法施行令（平成13年政令第34号）第1条の規

定による法人、又は前身の組織及び団体を含みます（当該事実が奈良県で確認できるものに限ります）。以下同じ。）又はその他の公共法人（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する別表第一に掲げる法人とします。以下同じ。）が発注した公共施設の建築一式工事（以下「同種工事」という。）の元請実績（以下「工事实績」という。）を有すること。

(7) 次の条件を満たす主任（監理）技術者を、この工事を行う期間中専任で配置できる業者であること。

ア 入札説明書1の（2）の配置予定技術者の資格要件を満たす者

イ 平成21年4月1日以降、本工事の公告日までに完成し、引渡し完了した工事实績の従事経験を有する者

ウ 申請書の提出の日以前に3ヶ月以上雇用関係に有る者

エ 監理技術者を置くこととし、申請書の提出日において有効期限内の建築工事業の「監理技術者資格者証」及び申請書の提出日以前5年以内に講習の課程を修了した者であることを確認できる「監理技術者講習修了証」（監理技術者資格証の裏面に監理技術者講習修了履歴の記載があるものを含む）の交付を受けている者

(8) 申請書の提出の日以前に3か月以上の雇用関係にある者を現場代理人として1名配置できること。

なお、現場代理人、主任（監理）技術者及び専門技術者は、これらを兼ねることができません。

(9) 次に掲げるこの工事の入札に係る設計業務の受託者と入札説明書の1（1）エに規定する資本又は人事面において関連がある者でないこと。

○ 名 称 ： 植村建築設計事務所

○ 所在地 ： 奈良県磯城郡三宅町但馬118-4

(10) 入札説明書の1（1）オからクまでに該当すること。

(11) 入札を公告した時点で、奈良県又は河合町で指名停止の措置がなされていないこと。

### 3 競争入札参加資格確認申請書の受付

入札に参加しようとする者は、競争入札参加資格確認申請書の提出が必要です。

(1) 申請書等の様式の配布

申請書等の提出は、別に定める様式によるものとし、その様式は次のように配布します。

- ア 配布日 令和元年5月20日（月）から同月29日（水）まで  
（土曜日・日曜日及び祝日を除く。）
- イ 配布時間 午前9時から午後4時まで  
（正午から午後1時までの間を除く。）
- ウ 配布場所 奈良県北葛城郡河合町池部1丁目1番1号  
河合町役場 総務部 総務課 （河合町本庁舎2階）
- エ その他  
河合町役場のホームページからもダウンロード可能

(2) 申請書等の受付

- ア 受付日 令和元年5月20日（月）から同月29日（水）まで  
（土曜日・日曜日及び祝日を除く。）
- イ 受付時間 午前9時から午後4時まで  
（正午から午後1時までの間を除く。）
- ウ 受付場所 配布場所と同じ
- エ 申請書等の提出は、持参した場合に限り受付します。  
提出部数は、1部とします。  
なお、郵送及び電子メール等の受付はできません。

4 設計図書等の閲覧等

- (1) 閲覧日時 令和元年5月20日（月）から同月29日（水）まで  
（土曜日・日曜日及び祝日を除く。）  
午前9時から午後4時まで  
（正午から午後1時までの間を除く。）
- (2) 閲覧場所 奈良県北葛城郡河合町池部1丁目1番1号  
河合町役場 総務部 総務課 （河合町本庁舎2階）
- (3) 閲覧後、希望業者に対し、「入札心得、図面、仕様書、その他関係書類」（以下「設計図書」という。）を貸出します。
- (4) 設計図書に関する質疑については、質疑の有無にかかわらず、その旨を記載した

書面をFAXにより次のとおり、送信してください。

ア 受付日時

令和元年6月5日（水） 正午まで

イ 質疑書の送信先

河合町役場 総務部 総務課

FAX番号 0745-56-4007

ウ 質疑書は別紙様式とします。

(5) 前記(4)の質疑に対しては、すべて入札参加者に対して令和元年6月10日(月)午後5時までにFAXにて回答します。

(6) 設計図書の返却については、開札時において返却するものとする。入札を辞退する者については、入札辞退書と同時に送付又は持参するものとする。

## 5 入札参加資格の確認及びその結果の通知

申請書類の審査の結果については、令和元年5月31日（金）に通知いたします。なお、競争入札参加資格の確認を得ることができなかった者は、その理由について説明を求めることができます。この場合は、6月4日（火）正午までに、その旨を記載した書面を河合町役場 総務部 総務課まで持参してください。その回答は、同月5日（水）午前10時より河合町役場 総務部 総務課で行います。

## 6 入札の方法

(1) 事前審査型の郵便による入札（書留郵便に限る。）とします。

(2) 内封筒の宛先は、〒636-8501 奈良県北葛城郡河合町池部1丁目1番1号  
河合町長 宛

(3) 入札書の到着期限 令和元年6月17日（月） 午後4時00分

(4) 開札日時 令和元年6月18日（火） 午前10時30分

(5) 開札場所 河合町役場 セミナーハウス

(6) 入札回数は、1回とします。

(7) 開札立会人 入札書を提出した全ての入札者又はその代理人が立会をして行うものとします。

## 7 その他

### (1) 入札の無効

この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札、虚偽の申請を行った者の入札及び入札心得に違反した入札、また次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- ア 書留郵便以外の郵便、持参、ファクシミリ、電報、電子メール等、郵便入札の方法によらない入札
- イ 入札書到着期限後に到着した入札
- ウ 郵便入札封筒に記載の工事名又は入札者名と、同封された入札書の工事名又は入札者名が相違する入札
- エ 郵便入札封筒に工事名又は入札者名の記載がなされていない入札
- オ その他入札執行者において無効と認められる入札

### (2) 入札結果の公表

入札結果については、本契約締結後速やかに河合町役場総務部総務課において、公表します。

## 8 本契約の成立

この工事の契約については、河合町議会の議決が必要であるため、議決を得るまでの間は仮契約とし、議会の議決を得たときに契約が成立したものとします。

ただし、仮契約締結の日から河合町議会の議決を得るまでの間において、落札者が入札説明書の1(1)オからクの要件を満たさなくなった場合、入札参加停止措置を受けた場合、又は法第29条第3項若しくは第5項の規定による営業停止処分を受けた場合は、仮契約を解除することがあります。また、契約後において速やかに施工体制台帳を提出するものとします。

## 9 問い合わせ先

不明な点については、河合町総務部総務課（電話0745-57-0200 内線227）まで問い合わせてください。